別記様式第６号（第８条関係）

須崎市立中学校部活動遠征費補助金変更承認通知書

須　　指令第　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　年　　月　　日付変更承認申請については次のとおり承認したので、須崎市立中学校部活動遠征費補助金交付要綱第８条第３項の規定により通知します。

記

1. 変更前交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　円
2. 変更後交付決定額　　 　　　　　　　　　　　　円
3. 差引増（減）額　 　　　 　　　　　　　　　円
4. 交付の条件
5. 交付の目的以外に使用しない。
6. 申請内容を変更する場合は、あらかじめ教育長の承認を受ける。
7. 遠征等が終了したときは、実績報告書等を提出する。
8. 交付に関する書類等を5年間整備する。
9. 須崎市の事務及び活動における暴力団の排除に関する規則（平成２４年須崎市規則第１７号）第２条第２項第５号に規定する排除措置対象者と認めた場合は、当該交付決定の全部又は一部を取り消す。

　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　須崎市長　　　　　　　　　　　　印